北九州市監査公表第9号平成21年3月18日

 北九州市監査委員
 大庭清明

 同
 大津雅司

地方自治法第199条第2項の規定に基づき、監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

なお、この監査は、監査委員 大庭 清明、同 大津 雅司、同 城戸 武 光(平成21年2月9日任期満了)、同 山田 征士郎(同前)により行い、監 査委員 大庭清明は、地方自治法第199条の2の規定により、平成19年度 教育委員会所管分については除斥した。

平成 20 年度行政監査結果報告書

「学校教育の充実」及び「青少年の健全育成」に係る補助金

について

子どもたちの確かな成長を支える教育を目指して

平成 21 年 2 月 北九州市監査委員

目 次

第 1		監査の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1	l	監査のテーマ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2	2		3
3	3	監査の対象 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2	1	—— : =:	3
5	5	—— : : : : : : : : : : : : : : : : : :	3
6	5	監査の期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第2	2	本市の経営方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
1	l	本市の経営理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
2	2	本市の財政状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3	3	本市の経営戦略 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
4	1	重点戦略分野の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第3	3	市民意識調査等からみた学校教育等の現状 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第4	1	補助金について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
1	l	地方自治法の規定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
2	2	本市の補助金に関する規程 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
第 5	5	監査委員監査の必要性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
1	l	補助金の見直しの必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
2	2	補助金の監査の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
3	3	監査委員監査の必要性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
第 6	5	補助金の交付状況と問題点 ・・・・・・・・・・・・・・・1	0
1	1	北九州市スポーツ振興基金事業補助金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	0
2		遊びの広場促進事業補助金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	5
3	3	青少年団体育成補助金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	7

第 7	むすび ······ 4 4
8	補助事業者に対する指導について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 3
7	制度の見直しについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 2
6	補助対象団体について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4 1
5	要綱について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4 1
4	支払方法について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4 0
3	補助金額の確定について ・・・・・・・・・・・・・・・・3 9
2	実績報告について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 9
1	手続について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 8
第 6	監査の結果 ······ 3 8
19	部活動掀興事業 無 助金 ************************************
18	
17	研究人会等補助金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 5 関係団体補助金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 6
16	児重・生徒派這賃補助金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 4 研究大会等補助金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 5
15	インボー
14	携帯用防犯ブザー購入事業補助金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・3 2 補導対策事業補助金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 3
13	文化・体育行事等補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
12	教育研究団体育成事業補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 9
11	北九州市学校給食協会運営補助金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 9
10	指定都市学校保健協議会開催補助金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 8
9	北九州市学校保健会補助金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 7
8	北九州市私立幼稚園子育て支援保育補助員活用補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
7	北九州市私立幼稚園研修代替教員活用補助金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・2 5
6	北九州市私立外国人学校補助金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 4
5	北九州市私立学校振興助成補助金 ************************************
4	北九州市私立幼稚園振興助成補助金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 0

第1 監査の概要

1 監査のテーマ

2 監査の目的

「学校教育の充実」及び「青少年の健全育成」に係る補助金(市単独補助金)について、市の補助事業の担当部局が設定している補助金交付の目的や手続等をみるだけでなく、補助を受けている諸団体を調査し、補助金の利用状況、手続等について監査を行う。この両面からの監査を実施することで、補助金が適正に使われているかといった点はもとより、その補助金が真に有効に使われているかといった点を明らかにし、経済的、効率的な行財政運営に資することを主な目的とした。

3 監査の対象

- (1)教育委員会、子ども家庭局、企画文化局、各区役所
- (2) 平成19年度に、市単独で、「学校教育の充実」及び「青少年の健全育成」 に係る補助金を交付した団体

当該団体数は、136団体であり、対象補助事業は19事業であった。

4 監査の着眼点

法適合性(合規性)のほか、経済性、効率性及び有効性の観点から、次のとおり着眼点を定め監査を行った。

- (1)補助金に係る事務手続が、関係法令等に基づき適正に執行されているか。
- (2)補助金の目的及び必要性が明確になっているか。
- (3)補助金の対象事業は、法令の改正に対応し、また、経済性、効率性及び有効性の観点から常に見直しされているか。

5 監査の方法

平成19年度に、「学校教育の充実」及び「青少年の健全育成」に係る市単独の補助金を交付した関係課に、必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により調査を行った。

さらに、補助事業者に、調書の提出を求め、事務処理の適正性等を確認した。

6 監査の期間

平成20年7月1日から平成21年2月3日まで

第2 本市の経営方針

1 本市の経営理念

本市の経営理念は、「人にやさしく元気なまち」の構築、即ち、子育て、教育、福祉等の充実により生活の質を向上させる(人にやさしいまちづくり)とともに、その実現のための経済的な裏づけとして、概ね整備された都市基盤を十分活用し地域振興を図る(元気なまちづくり)ことを掲げている。さらに、「人にやさしいまちづくり」が地域の魅力を生み出し、人が集い、「元気なまちづくり」を促進するといった「プラスの連鎖」を目指す市政運営を展開している。

2 本市の財政状況

一方、本市の財政は、三位一体改革等に伴う全国的な地方交付税等の削減と、これまでの積極的な公共投資による公債費(借入金の返済)の増加や少子高齢化に伴う福祉・医療経費の増加等により、平成21年度をピークに、歳入・歳出の不均衡の拡大が見込まれている。このため、本市が何も対策を講じなければ、最悪の場合「財政破たん」に陥る可能性もあると分析している。

3 本市の経営戦略

このような厳しい財政状況の中、経営戦略なくして「人にやさしく元気なまち」を着実に構築することはできない。

そのため、本市は、「平成20年度北九州市経営方針」で、 選択と集中、 行財政改革の断行、 市民・企業と協働した地域経営の確立、 市役所内部の 新しい組織文化や価値観の創造、の4つの経営戦略を定めている。

4 重点戦略分野の設定

この中で、戦略の中心となるのは「選択と集中」であるとして、平成20年度の重点戦略分野について、次の8分野を設定し、経営資源の集中を図ることとしている。

- ア 子育て日本一を実感できる子育て支援の重点化
- イ 子どもたちの確かな成長を支える教育の重点化
- ウ 老若男女がともに生きるための福祉の充実

- エ 美しき世界の環境首都の実現
- オ 元気で可能性に満ちた経済都市づくり
- カ 安全・安心や健康・子育てなどハートフルなまちづくり
- キ 市民と共に歩む市政運営の推進
- ク 観光・文化・スポーツの充実

第3 市民意識調査等からみた学校教育等の現状

子育て、教育、福祉等の充実により生活の質を向上させる「人にやさしいまちづくり」の分野で他の政令市と比較してみると、若年人口が少ないため人口当たりの出生率は低い一方、高齢者人口比率は1位となっており、少子高齢化が顕著に進展している。

また、小中学生の学力・体力が必ずしも十分な水準になく、大学等への進学率も最下位となっている。

さらに、「市民意識調査」では、福祉や教育、子育てなどの要望が高く、「市政モニターアンケート」でも、本市の弱み(力不足な点)について、治安のほか、少子・高齢化対策や雇用拡大、育児環境、教育環境、福祉・医療水準などが上位に挙がっている。

この「市民意識調査」の一環として、本市は、「市政評価と市政要望」に ついてのアンケート調査を毎年行っている。

その中で、「市政評価と市政要望」の相関関係から4つの類型に分類している。

- 〔類型 〕これまでの行政努力を評価しながらも、なお、より高水準のサービスや改善が求められる追求・累進型の施策
- 〔類型 〕これまでの行政努力に対する評価が低く、今後の行政努力が強く 期待される緊要型の施策
- 〔類型 〕行政努力に対する評価も低いが、今後の要望・期待も弱い無関 心・現状是認型の施策
- 〔類型 〕これまでの行政努力が高く評価され、そのために今後の要望が弱い安定・現状満足型の施策

監査の実施に当たり、類型 に着目して、平成19年度の市民意識調査の結果をみると、報告書では、「類型 の緊要型に入るのは唯一、「学校教育の充実」(評価31位、要望5位)だけである。就学年齢の子どもをもつ世代に限らず、全市民的な関心事であり、今後も一層、評価と要望の動向を見守りたい。」と評している。また、類型 に近い施策をみると、「青少年の健全育成」が、評価が

35位と低く、要望が11位と髙い。ちなみに、平成18年度の市民意識調査の結果においても、報告書には、「類型 の緊要型は、「青少年の健全育成」(評価35位、要望6位)が該当している。これは、北九州市に限らず広く国民的な課題であり、しかも一朝一夕に解決が図られる問題ではないが、市民は、その重要性を今回調査でも強く訴えているようだ。これと関連する項目で、「学校教育の充実」(評価32位、要望4位)もこの類型にあげられたことを確認したい。この項目も、子育て世代に限らず全市民的な関心事であり、今後も一層、注意深く見守りたい。」と評している。

第4 補助金について

1 地方自治法の規定

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 2 3 2 条の 2 には、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されている。

「公益上必要がある」か否かは、当該団体の長及び議会が個々の事例に即して認定するが、これは全くの自由裁量行為ではないから、客観的に公益上必要であると認められなければならないとの行政実例(昭和 28 年 6 月 29 日)があり、補助を行うに当たっては、慎重にその必要性及び効果について検討を要する。また、公益性の判断とともに、その総額が市の財政規模に比して妥当であるか否かという判断も必要である。

2 本市の補助金に関する規程

本市では、補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的として、「北九州市補助金等交付規則」(昭和 41 年 3 月 31 日付規則第 27 号)を定め、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定している。

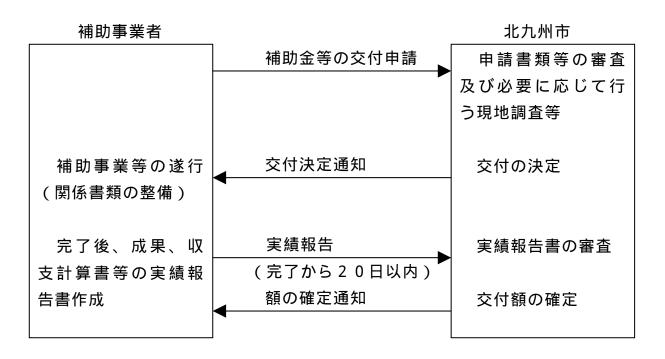
同規則では、補助金等の定義を、市が、その公益上必要がある場合において、 市以外の者に交付する(ア)補助金及び交付金、(イ)負担金、(ウ)利子補給 金、(エ)その他相当の反対給付を受けない給付金としている。

また、同規則第3条は、「補助金等に係る予算の執行事務に当たる者は、補助金等が法令および予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。」と規定し、事務担当者の基本的な責務を明らかにしている。これは、補助金等が住民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、重点的に、しかも適時適切な補助金等

の使用に努めなければならないということである。

同規則で定める、補助金等の交付の申請及び決定から交付すべき額の確定までの事務の流れは、以下のとおりである。

補助金等の交付の申請から交付額の確定まで(一般支払の場合)



一方、本市の厳しい財政状況のもと、補助金の執行については、その公益性、事業効果等を再検討するなどの見直しが必要として、「補助金の見直し及び執行の適正化について」(平成8年7月4日付北九財財財第137号)を発しており、その中で、以下の「見直しの視点」を定めている。

目的・効果に、客観的合理性はあるか。

補助金等の交付が法令等に違反しているものはないか。

長期間にわたり惰性化し、既得権化していないか。

毎年漫然と補助金等の交付を受けており、事業効果を挙げる努力や自己 財源の徴収等の努力を怠っているものはないか。

民間の自立、自助、受益と負担の関係は明確にされているか。

補助金等の交付の目的、条件等に従って適正に事業が執行され、所期の効果を上げているか。

終期の設置、メニュー化、統合化等の合理性が検討され、実施されているか。 小額の補助金等を多くの団体等に総花的に交付する結果、実質的な効果が上 がっていないというようなことはないか。次のものについては、特に積極的 な見直しを図ること。

- ・団体補助等については、補助等を受ける団体等の決算に占める市補助金等の割合が5%未満のもの
- ・1件の補助金額が10万円未満のもの

これらの見直しの視点により、本市は、補助金の支出が、その公益上の必要性の観点からなされるものであることを十分認識し、その原点に立ち返っての検討を図るとともに、積極的な見直しを行っていく方針である。

第5 監査委員監査の必要性

1 補助金の見直しの必要性

平成20年度予算編成に当たり、本市は、「平成20年度予算編成要領について」(平成19年10月9日付北九財財財第317号)で、歳出に関する事項として、「『補助金の見直し及び執行の適正化について』(平成8年7月4日付北九財財財第137号)の通知に基づき、その公益性、事業効果、実績等を再検討し、整理統合を積極的に行い、既に事業目的を達したと思われるものは廃止し、それ以外のものについても、自立、自助、受益と負担の関係の明確化という観点から、サンセット方式を導入するなど、より一層徹底した見直しを行うこと。」と、補助金等の見直しについて言及している。

2 補助金監査の状況

補助金は、各補助金の所管課が実績報告書の審査等を含め監理・指導を行っている。

これらのことから、監査委員監査は、所管局の定期監査において、各所管課の審査を含め、補助金支出に係る一連の財務に関する事務が適正に行われているかという視点で監査を行い、併せて、必要があれば財政援助団体監査として、補助事業者に対し実地監査を行うということになる。

定期監査においては、所管課が補助事業者に提出させている実績報告の内容と補助金の精算内容が一致しているかを書類監査し、その中で、実績報告書に領収書や出納簿といった証拠書類のコピーの添付がなされているか、所属長の証拠書類確認が行われているか等の確認はしているが、補助事業者に対する調査は、定期監査の制度的な限界もあり、行っていない。

3 監査委員監査の必要性

こうした状況を踏まえて、「学校教育の充実」及び「青少年の健全育成」に係る市単独の補助金を対象として、一連の補助金交付事務が正しく、効率的に行われているか、交付された補助金が目的に沿って有効に使用されているか等の

観点から監査を行うことにより、今後の「学校教育の充実」及び「青少年の健全育成」に係る補助金の交付事務の適正な執行に資するとともに、「人にやさしく元気なまち」の構築の一助となるものと考えた。

以上により、今回の行政監査は、「「学校教育の充実」及び「青少年の健全育成」に係る補助金について」を監査テーマとして選定した。

なお、補助金申請書、実績報告書等に基づき、補助金額の算定は適正か、補助金は補助目的に沿って適切に執行されているか、内容に信憑性があるかどうかという観点からの監査を行うためには、当該補助事業者に対する調査の必要があると考え、補助金の所管課に対する監査と併せて補助事業者を対象にした財政援助団体監査を実施した。

第6 補助金の交付状況と問題点

平成19年度に、本市が、「学校教育の充実」及び「青少年の健全育成」に係る補助金(市単独補助金)を交付した補助事業の概要及び対象補助事業者は、次のとおりである。

なお、補助事業毎に、補助金の交付申請から支払に至るまでを、所管課作成の調書と補助事業者作成の調書とを合わせて、一覧表として掲載している。

1 北九州市スポーツ振興基金事業補助金(所管:企画文化局スポーツ振興課)

(1)事業の概要

スポーツ振興法(昭和 36 年法律第 141 号)、北九州市スポーツ振興基金条例、北九州市スポーツ振興基金条例施行規則、北九州市補助金等交付規則及び北九州市スポーツ振興基金実施要領を根拠に、市民スポーツの普及・振興を図るため、平成3年度から交付している補助事業である。

これは、北九州市スポーツ振興基金スポーツ大会開催補助金交付基準及び 北九州市スポーツ振興基金スポーツ大会選手派遣補助金交付基準により、市 内で開催される西日本大会以上のスポーツ大会への補助、市外で開催される 国際・全国規模のスポーツ大会に参加するための補助等を、大会主催団体や 大会に参加するスポーツ団体等に交付するものである。

また、児童生徒については、九州大会以上で、授業の支障とならない学校 教育活動以外のスポーツ大会に参加する者を対象としている。

監査対象として、青少年に関する大会を抽出した結果、平成19年度は、 以下の54の団体に対して、4,613,000円が交付されている。

内訳は、スポーツ大会開催補助金として、2団体に150,000円が概算払により交付され、また、スポーツ大会選手派遣補助金として、28団体に1,460,000円が一般支払により、24団体に3,003,000円が概算払により、それぞれ交付されている。

なお、北九州市スポーツ振興基金条例及び北九州市スポーツ振興基金条例 施行規則は、平成20年4月1日に廃止されている。

(所管課が示す廃止の理由)

「平成20年度北九州市経営方針」及び「平成20年度予算編成方針」における「民間からの寄付金によるもの等を除き、原則全ての特定目的基金を廃止し、財源として活用する」という方針に従って、基金について検討を行った。その結果、当該基金を廃止し、財政調整基金に積み立てることは、今後のマニュフェストの完全実現のための財源確保や「経営基本計画」における「集中改革期間」の財政運営に寄与すると判断されるため。

(2)補助事業者

スポーツ大会開催補助金(概算払)

団体名	交付申請 日	交付申請 受理日	交付決定 決裁日	交付決定 通知受理 日		概算受領日	実績報告日	実績報告 受理日	額確定決 裁日	額確定通 知受理日
北九州市サッカー協会	H19.11.19	H19.11.19	H19.12.19	H19.12.19		H19.12.28	H20.1.12	H20.1.12	H20.1.12	H19.12.19
北九州市水泳協会	H19.5.7	H19.5.7	H19.5.7		H19.5.7	H19.6.15	H19.6.26	H19.6.26	H19.6.26	H19.6.15

スポーツ大会選手派遣補助金(一般支払)

団体名	交付申請 日	交付申請 受理日	交付決定 決裁日	交付決定 通知受理 日	実績報告日	実績報告 受理日	額確定決 裁日	額確定通 知受理日	請求日	確定支払日
北九州ジュニアソフトテニ スクラブ	H20.3.26	H20.3.26	H20.3.28	H20.3.28	H20.3.31	H20.3.31	H20.3.31	H20.3.31	H20.5.16	H20.5.16
いしくらスイミングクラブ	H20.3.6	H20.3.6	H20.3.10	H20.3.10	H20.3.31	H20.3.31	H20.3.31	H20.3.31	H20.5.21	H20.5.21
福岡県立小倉商業高等学校 ソフトボール部	H20.2.25	H20.2.28	H20.2.28	H20.2.28	H20.3.31	H20.3.31	H20.3.31	H20.3.31	H20.5.15	H20.5.15
拳聖会今光道場		H20.2.25	H20.2.25			H20.3.31	H20.3.31			H20.5.16
北九州市立木屋瀬中学校陸 上部	H20.2.4	H20.2.4	H20.2.4			H20.2.9	H20.2.29		H20.2.4	H20.5.23
豊国学園高等学校女子サッ カー部	H19.12.20	H19.12.20	H19.12.20	H19.12.20	H20.1.22	H20.1.22	H20.1.22	H20.1.22		H20.4.3
福岡県立ひびき高等学校定 時制陸上競技部	H19.7.19	H19.7.19	H19.8.10	H19.8.10	H19.8.30	H19.8.30	H19.8.30	H19.8.30		H20.3.18
福岡県立ひびき高等学校定 時制柔道部	H19.7.24	H19.7.24	H19.7.27	H19.8.10	H19.8.30	H19.8.24	H19.8.24	H19.8.24		H20.3.18
福岡県立ひびき高等学校定 時制卓球部	H19.7.24	H19.7.24	H19.8.1	H19.8.1	H19.8.29	H19.8.29	H19.8.29	H19.8.29		H20.3.18
福岡県立ひびき高等学校定 時制ソフトテニス部	H19.7.30	H19.7.30	H19.8.6	H19.7.31	H19.11.6	H19.8.30	H19.8.30	H19.8.30		H20.3.18
福岡県立ひびき高等学校定 時制剣道部	H19.7.31	H19.7.31	H19.8.8	H19.8.8	H19.11.14	H19.8.30	H19.8.30	H19.8.30		H20.3.18
福岡県立ひびき高等学校定 時制バドミントン部	H19.7.30	H19.7.30	H19.8.15	H19.8.15	H19.8.31	H19.8.31	H19.8.31	H19.8.31		H20.3.18
あやめが丘ウィングスポー ツ少年団	H19.10.9	H19.10.11	H19.10.25	H19.10.25	H19.11.17	H19.11.17	H19.11.19	H19.11.19	H19.10.9	H20.1.28
南小倉ソフトボールクラブ	H19.10.9	H19.10.9	H19.10.9	H19.11.5	H19.10.31	H19.11.1	H19.11.5	H19.11.5	H19.10.31	H20.3.13
小倉バーディーズ		H19.10.29	H19.10.29			H19.11.12	H19.11.16			H19.12.10
戸畑中央スポーツ少年団		H19.7.23	H19.8.3			H19.8.27	H19.8.27			H19.11.22
北九州市立城南中学校空手 道部		H19.7.20	H19.8.10			H19.9.7	H19.9.7			H19.11.2
少林寺拳法徳カクラブ	H19.8.3	H19.8.7	H19.8.24	H19.8.24	H19.9.14	H19.9.14	H19.9.14	H19.9.14	H19.8.3	H19.10.12
高須J・V・C	H19.8.2	H19.8.2	H19.8.16		H19.9.7	H19.9.7	H19.9.7			H19.10.17
北九州市立若松中学校軟式 野球部		H19.8.9	H19.8.9		H19.8.28	H19.8.28	H19.8.28			H19.10.4
北九州市立湯川中学校硬式 テニス同好会		H19.7.19	H19.7.31			H19.8.17	H19.8.20			H19.9.26
上津役クラブスポーツ少年 団	H19.7.15	H19.7.15	H19.7.27	H19.7.27	H19.8.17	H19.8.17	H19.8.17	H19.8.17	H19.7.15	H19.11.22
拳姿塾空手道教室	H19.7.10	H19.7.11	H19.8.3	H19.8.13	H19.8.13	H19.8.13	H19.8.13	H19.8.17	H19.8.13	H19.9.14
八幡イーグルス		H19.8.1	H19.8.1			H19.8.20	H19.8.20			H19.10.12
鞘ヶ谷ラグビースクール	H19.7.17	H19.7.17	H19.8.2	H19.8.6	H19.8.20	H19.8.20	H19.8.20	H19.8.24	H19.8.20	H19.9.14
北九州市立風師中学校卓球 部	H19.5.2	H19.5.2	H19.5.2	H19.5.2	H19.5.25	H19.5.25	H19.5.25	H19.5.25	H19.6.8	H19.6.13
北九州市立南曽根中学校卓 球部	H19.4.18	H19.4.18	H19.4.18	H19.4.18	H19.5.21	H19.5.22	H19.5.22			H19.8.29
北九州市立門司中学校卓球部	H19.4.18	H19.4.18	H19.4.20	H19.4.20	H19.5.7	H19.5.7	H19.5.7	H19.5.7	H19.4.18	H19.6.4

スポーツ大会選手派遣補助金(概算払)

				+ / - /->						
団体名	交付申請 日	交付申請 受理日	交付決定 決裁日	交付決定 通知受理 日	概算払請 求日	概算受領	実績報告日	実績報告 受理日	額確定決 裁日	額確定通 知受理日
都道府県対抗全日本中学生 ソフトボール大会福岡県代 表チーム	H20.2.27	H20.2.27	H20.2.27	H20.3.3	H20.2.27	H20.3.28	H20.4.7	H20.4.7	H20.4.23	H20.3.3
北九州市立菅生中学校卓球 部	H20.1.24	H20.1.30	H20.2.8	H20.2.8		H20.4.4	H20.4.8	H20.4.8	H20.4.23	H20.2.12
明治学園中学校空手同好会	H20.2.26	H20.2.26	H20.2.26	H20.3.3	H20.2.26	H20.3.28		H20.4.18	H20.4.23	H20.3.3
北九州市立横代中学校卓球 部	H20.1.31	H20.1.31	H20.2.5	H20.2.6		H20.3.21	H20.4.1	H20.4.8	H20.4.23	H20.3.11
北九州市立曽根中学校競走 部	H19.12.7	H19.12.13	H20.1.15	H20.2.25	H20.2.18	H20.2.25	H20.2.20	H20.2.26	H20.2.26	H20.2.25
北九州市立高等学校全国高 校駅伝競走大会後援会	H19.12.4	H19.12.5	H19.12.19	H19.12.19		H19.12.27	H20.1.8	H20.1.9	H20.1.9	
岡垣ジュニアバドミントン クラブ		H19.11.14	H19.12.19			H20.2.27		H20.1.15	H20.1.15	
全国青年大会卓球福岡県代 表		H19.10.24	H19.11.7			H19.11.29		H19.11.20	H19.11.29	
日本少年野球連盟(ボーイ ズリーグ)福岡県北支部上 津役ロビンズ(小学部)	H19.10.17	H19.10.17	H19.11.2	H19.11.2	H19.11.2	H19.11.22	H19.11.19	H19.11.19	H19.11.22	H19.11.22
FreeThrowAerobicClub	H19.10.19	H19.10.19	H19.11.15	H19.10.19		H19.11.30	H19.12.5	H19.12.5	H19.12.5	H19.12.5
北九州市立沼中学校陸上部	H19.10.3	H19.10.3	H19.10.25			H19.11.16	H19.11.10	H19.11.10	H19.11.16	
北九州市立槻田中学校空手 同好会		H19.7.9	H19.7.31			H19.8.31		H19.9.1	H19.9.7	
北九州市立飛幡中学校空手 同好会(女子)	H19.7.9	H19.7.9	H19.7.31		H19.7.9	H19.8.31	H19.9.7	H19.9.7	H19.9.7	H19.9.7
八児スプリングス	H19.7.18	H19.7.18	H19.8.6	H19.8.12	H19.8.12	H19.8.31	H19.8.31	H19.8.31	H19.8.31	H19.9.2
中井サッカー少年団	H19.7.10	H19.7.10	H19.7.25			H19.8.23	H19.8.21	H19.8.1	H19.8.23	
北九州剛柔空手道教室	H19.7.9	H19.7.9	H19.7.17	H19.7.17	H19.7.9	H19.8.17	H19.8.7	H19.8.7	H19.8.10	H19.8.10
福岡県立小倉南高等学校定 時制軟式野球部	H19.6.26	H19.6.26	H19.8.3	H19.8.3		H19.9.4	H19.9.2	H19.9.2	H19.9.5	H19.9.5
八幡スカイホークス		H19.6.22	H19.7.11			H19.8.10		H19.8.3	H19.8.3	
テニスDIVO		H19.6.29	H19.7.18			H19.8.20		H19.8.10	H19.8.10	
直方ジャガーズ	H19.7.4	H19.7.4	H19.7.18	H19.7.18		H19.8.10		H19.8.17	H19.8.20	
干代ウィングス		H19.6.22	H19.7.5			H19.7.20		H19.8.17	H19.8.20	
志井クラブ	H19.6.21	H19.6.21	H19.7.6			H19.8.10	H19.8.10	H19.8.10	H19.8.10	
中尾クラブソフトボール部	H19.6.20	H19.6.20	H19.7.6	H19.6.20	H19.5.20	H19.7.27	H19.8.17	H19.8.17	H19.8.20	H19.8.17
若園アローズスポーツ少年 団	H19.6.11	H19.6.11	H19.7.2	H19.7.2		H19.7.23	H19.8.8	H19.8.8	H19.8.10	H19.7.12

(3)問題点

ア 手続について

(ア)法律で定める手続

スポーツ振興法第23条では、地方公共団体が、スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体に対し、補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、教育委員会がスポーツ振興審議会等の意見を聴くことが必要であるとしているが、意見を聴いていない。(平成19年度にスポーツ振興法が改正され、平成20年度より北九州市は、スポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。)に係る補助金の交付については、市長が意見聴取を行うこととした。)

(イ)交付決定通知

支出負担行為は一般支払となっており、実際にも一般支払をしているにもかかわらず、交付決定通知に概算払とするとしていたものがあった。 交付決定通知は、団体からの申請に対して、市が公法上の債務を負担 する意思を表示する行政行為である。

厳正な内部チェック体制が必要である。

(ウ)補助金の請求手続

補助金の支払の請求(請求書提出日)が、交付の決定前(交付申請と同時)になされている。これは、「補助金の受領方法」という文書で、補助金交付申請書と請求書兼領収書を一緒に提出するよう市が求めているためである。

補助金の交付手続における補助事業者からの支払の請求については、 一般支払のときは実績報告後の額確定後に、概算払のときは補助金交付 決定後にすべきである。

イ 補助金額の確定について

実績報告に添付している事業の収支決算をみると、収入超過となっているものがあった。本来補助金は、補助事業者が自主的に行うものに対し、市がその一部を補助するものである。収入超過部分については、市の補助金で精算すべきである。

ウ 支払方法について

支出負担行為で概算払としていながら、ほとんどが大会終了後に支払われ、平成20年4月に支払っているものもある等、実態は一般支払となっており、支出負担行為の決裁どおりになされていない。

一方、補助金は、概算払とすることができるが、概算払の要件は、債務 関係が発生しているが履行期が未到来であることと、債務金額が確定して いないことの二つで、原則は一般支払である。

概算払の理由が明確でないならば、一般支払とすべきである。

エ 補助対象団体について

(ア)私立高等学校

私立の高等学校の部活動に対する大会派遣補助金を監督に交付しているが、私立学校振興助成法(昭和 50 年法律第 61 号)では、学校法人に対しての補助を認めている。

また、「私立学校振興助成補助金」(後述 5 の補助金)が、スポーツ振興推進事業も対象の一つとしているため、2 つの制度が重複して適用される状況となっている。制度の整理について、検討が望まれる。

(イ)北九州市立中学校

北九州市スポーツ振興基金スポーツ大会選手派遣補助金交付基準では、 児童生徒は、学校教育以外の大会を対象としているにもかかわらず、市 立中学校の部活動が大会へ出場するための派遣費用を、部活の顧問等に 交付している。部活動は、教育要覧で、「部活動は、生徒が自分の個性や 能力を伸ばし、集中力、忍耐力等の育成や体力の向上に大きな役割を果 たす教育活動である。」として学校教育として位置づけている。

学校教育であるならば、「児童・生徒派遣費補助金」(後述 16 の補助金)で交付すべきである。

(ウ) 北九州市立高等学校

北九州市立高等学校の全国高等学校駅伝競走大会への派遣費補助について、別に教育長の決裁を受け、後援会に対して補助をしている。後援会をとおして選手の宿泊等に充てているものであるが、本来、「部活動振興事業補助金」(後述 19 の補助金)で交付すべきである。

(エ)団体に対する周知

団体に対する周知方法が不透明で、他のスポーツ関連団体への周知が十分になされていない。行政運営の公正の確保と透明性の向上を図るため、周知方法について検討すべきである。

オ 制度の見直しについて

昭和34年12月9日の社会教育審議会答申「社会教育関係団体の助成について」で示されている、「補助対象とする団体の範囲」及び「補助事業の範囲」に該当するか否かの検討がなされていない。

アの「(ア)法律で定める手続」で述べたとおり、スポーツ振興法第23 条に定める手続は、補助金の配分と使途に慎重を期す目的をもって設けられた規定である。

スポーツ振興基金事業補助金は、平成19年度末で廃止されているが、 今後、同様の助成を行う場合は、社会教育の法制度を踏まえた上で、制度 設計すべきと考える。

カ 補助事業者に対する指導について

今回の監査で、交付申請から額確定通知までの、手続に係る日付の報告 を、補助事業者に求めた。その結果、上記の表で分かるとおり、補助金交 付決定通知書や補助金確定通知書等の書類が保存されておらず、回答欄に 空白部分が多い。

要綱等に関係書類の整備・保存についての規定を設け、補助事業者に対する指導・監督を、適切に行うべきである。

2 遊びの広場促進事業補助金(所管:子ども家庭局青少年課)

(1)事業の概要

北九州市補助金等交付規則及び遊びの広場促進事業実施要綱を根拠に、 市内の子ども会をはじめとする青少年団体・グループが実施する子どもが参加する体験活動の中で、これからの活動を行ううえでモデルとなる活動に対し、補助金の交付などによる支援を行い、子どもの体験活動を促進するとともに、豊かな人間性の育成と体力の向上に資することを目的として、平成15年度から実施している補助事業である。

これは、1団体1事業につき20万円を限度に、北九州市遊びの広場促進事業補助金審査会の意見を踏まえ、概ね総事業費の50%以内の助成を行うものである。

平成19年度は、以下の7団体(内1団体は交付辞退)に対して、359, 362円が概算払により交付されている。

(2)補助事業者

団体名	交付申請 日	交付申請 受理日	交付決定 決裁日	交付決定 通知受理 日	概算払請 求日	概算受領日	実績報告日	実績報告受理日	額確定決裁日	額確定通 知受理日
地域ボランティア・ キササゲ	H19.7.24	H19.7.24	H19.8.20			H19.8.31	H20.4.3	H20.4.3	H20.4.18	
北九州子ども劇場戸 畑ブロック	H19.7.24	H19.7.24	H19.8.20	H19.8.20		H19.8.31	H20.4.3	H20.4.3	H20.4.18	
アーティックス山手子 ども会	H19.7.23	H19.7.23	H19.8.20			H19.8.31	H20.4.4	H20.4.4	H20.4.18	
子育て支援ネットワー ク中原	H19.7.25	H19.7.25	H19.8.20	H19.8.20		H19.8.31	H20.4.4	H20.4.4	H20.4.18	H20.4.18
星和台2町内子ども会		H19.7.24	H19.8.20			H19.8.31		H19.11.7	H20.4.18	
87の会					交付	辞退				
湯川二町内北杉の子 子ども会		H19.7.17	H19.8.20			H19.8.31		H20.4.4	H20.4.18	

(3)問題点

ア 補助対象団体について

本事業は、事業の目的からすれば、社会教育に関する事業であるが、補助事業者の中には、昭和34年12月9日の社会教育審議会答申「社会教育関係団体の助成について」で示されている、「補助の対象とする団体の範囲」に該当しない団体があり、社会教育関係団体とは認められない団体に、社会教育に関する事業の補助金を交付している。

このため、市は補助金を交付するにあたり、社会教育委員の会議の意見 を聴く手続を取らず、別途、北九州市遊びの広場促進事業補助金審査会を 設置し、補助対象事業の選考を行っている。

しかしながら、社会教育法第11条第2項は、「教育委員会は、社会教育

関係団体の求めに応じ、これに対し、社会教育に関する事業に必要な物質の確保につき援助を行う。」と規定し、また、社会教育法第13条は、「地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては・・・(略)・・・地方公共団体にあっては教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聴いて行わなければならない。」と規定している。

従って、社会教育に関する事業の補助金は、社会教育関係団体を交付の対象とすべきであって、交付しようとする場合には、あらかじめ、教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聴いて行うべきである。

なお、平成20年2月19日の中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について~知の循環型社会の構築を目指して~」では、この手続きについては、同条が補助金の配分と使途に慎重を期する目的をもつて設けられた規定であることを考慮する必要があるが、その趣旨を十分に確保することが可能である場合は、社会教育委員の会議への意見聴取を原則としつつも、各地方公共団体の多様な実態を踏まえた弾力的な対応が可能となるような措置を講ずることが適当であるとしているが、いずれにしても意見聴取が原則であり、弾力的な対応を講ずるなら、同条の趣旨を十分に確保できていることが分かる説明が必要である。

イ 制度の見直しについて

事業の内容について、「青少年団体育成補助金」(後述 3 の補助金)との違いが明確でない。

補助金は、要望・陳情を契機とすることが多く、交付先から歓迎される施策である一方で、市は事業の実施の責任を直接負うことはなく、安易にこの手法が利用されがちである。

「青少年団体育成補助金」との違いを整理し、制度の必要性について検討すべきと考える。

ウ 補助事業者に対する指導について

今回の監査で、交付申請から額確定通知までの、手続に係る日付の報告 を、補助事業者に求めた。その結果、上記の表で分かるとおり、補助金交 付決定通知書や補助金確定通知書等の書類が保存されておらず、回答欄に 空白部分が多い。

要綱等に関係書類の整備・保存についての規定を設け、補助事業者に対する指導・監督を、適切に行うべきである。

3 青少年団体育成補助金(所管:子ども家庭局青少年課、各区まちづくり推進 課)

(1)事業の概要

社会教育法、北九州市補助金等交付規則及び北九州市青少年団体育成補助金交付要綱を根拠に、地域における青少年の健全育成、非行防止のための日常的な活動の推進を目的として、交付している補助事業である。

これは、予算の範囲内で市長が決定する額を、北九州市社会教育関係団体 (青少年関係)に認定されている団体及びその構成団体のうち市長が認めた ものに交付するものである。

平成19年度は、以下の35団体(内1団体は全額返納)に対して、6, 646,600円が概算払により交付されている。

(2)補助事業者

				六人边宁						
団体名	交付申請 日	交付申請 受理日	交付決定 決裁日	交付決定 通知受理 日	概算払請 求日	概算受領日	実績報告日	実績報告 受理日	額確定決 裁日	額確定通 知受理日
大原地区青少年育成会	H19.12.14	H19.12.14	H19.12.21	H19.12.21	H19.12.21	H20.1.4	H20.4.10	H20.4.10	H20.5.7	H20.5.7
永犬丸校区青少年育成会					全額	返納				
ヤングネットワーク北九州		H19.4.2	H19.4.2			H19.10.26		H20.4.18	H20.4.18	
北九州ボーイスカウト振興 会	H19.4.2	H19.4.2	H19.4.2	H19.10.26		H19.10.26	H20.4.18	H20.4.18	H20.4.18	H20.5.14
北九州市子ども会連合会	H19.4.2	H19.4.2	H19.4.2			H19.10.26	H20.4.18	H20.4.18	H20.4.18	
小倉南区青少年部会長連絡 協議会	H19.9.5	H19.9.5	H19.9.13	H19.9.13	H19.9.13	H19.9.21	H20.4.18	H20.4.18	H20.5.16	H20.5.16
小倉北区青少年育成協議会	H19.8.31	H19.8.31	H19.9.12	H19.9.12	H19.9.14	H19.9.27	H20.4.18	H20.4.18	H20.4.18	H20.4.18
社団法人ガールスカウト日本連盟福岡県支部北九州地区	H19.4.2	H19.4.2	H19.4.2	H19.4.3	H19.4.2	H19.10.12	H20.4.18	H20.4.18	H20.4.18	H20.4.19
戸畑区青少年育成会協議会	H19.8.1	H19.8.1	H19.8.1	H19.8.1	H19.9.12	H19.9.26	H20.4.21	H20.4.21	H20.4.21	H20.4.21
戸畑区子ども会連合会	H19.8.1	H19.8.1	H19.8.1	H19.8.1	H19.8.31	H19.9.14	H20.4.20	H20.4.21	H20.4.21	H20.4.21
前田地区青少年育成会	H19.7.18	H19.7.19	H19.8.9	H19.8.13		H19.8.31	H20.4.11	H20.4.11	H20.4.14	H20.4.14
枝光地区青少年育成会	H19.7.18	H19.7.19	H19.8.9	H19.8.13		H19.8.31	H20.4.11	H20.4.11	H20.4.14	H20.4.14
大蔵地区青少年育成会協議 会	H19.7.18	H19.7.19	H19.8.9			H19.8.31		H20.4.11	H20.4.14	
尾倉青少年育成会	H19.5.15	H19.7.19	H19.8.9	H19.8.13		H19.8.31	H20.4.3	H20.4.11	H20.4.14	H20.4.14
高槻まちづくり協議会青少 年育成部会	H19.7.18	H19.7.19	H19.8.9	H19.8.13		H19.8.31	H20.4.11	H20.4.11	H20.4.14	H20.4.14
折尾東校区青少年育成会	H19.4.3	H19.4.3	H19.9.3			H19.9.21	H20.4.18	H20.4.18	H20.5.7	
熊西校区青少年育成会		H19.4.3	H19.9.3			H19.9.21		H20.4.1	H20.5.7	
黒崎校区青少年育成会		H19.4.3	H19.9.3			H19.9.21		H20.4.10	H20.5.7	
上津役校区青少年育成会	H19.4.3	H19.4.3	H19.9.3	H19.9.4	H19.9.3	H19.9.21	H20.4.9	H20.4.9	H20.5.7	H20.5.8
竹末校区青少年育成会		H19.4.3	H19.9.3			H19.9.21		H20.4.18	H20.5.7	
筒井校区青少年育成会	H19.4.3	H19.4.3	H19.9.3	H19.9.10	H19.9.3	H19.9.21	H20.4.20	H20.4.20	H20.5.7	H20.5.15
鳴水校区青少年育成会	H19.4.3	H19.4.3	H19.9.3	H19.9.3	H19.9.3	H19.9.21	H20.4.15	H20.4.15	H20.5.7	H20.5.7
星ヶ丘校区青少年育成会		H19.4.3	H19.9.3			H19.9.21		H20.4.10	H20.5.7	
本城校区青少年育成会	H19.4.3	H19.4.3	H19.9.3	H19.9.6	H19.9.3	H19.9.21	H20.4.9	H20.4.9	H20.5.7	H20.5.10
小倉北区子ども会育成協議 会	H19.8.1	H19.8.1								
八幡西子ども会育成連絡協 議会		H19.4.25	H19.8.6			H20.1.18		H20.4.18	H20.5.9	
若松区校区青少年育成協議 会連合会	H19.6.1	H19.6.1	H19.7.31	H19.7.31	H19.8.30	H19.9.7	H20.4.18	H20.4.18	H20.4.21	H20.4.21
門司海洋少年団	H19.4.1	H19.6.20	H19.7.25	H19.7.25		H19.8.10	H20.4.1	H20.4.1	H20.4.18	H20.4.18
しっつゆイン 十日	H19.7.1	H19.7.24	H19.7.26	H19.7.26		H19.8.14	H19.8.26	H19.8.26	H19.8.27	H19.8.27
門司区子ども会連合会	H19.4.11	H19.4.11	H19.7.25	H19.7.25	H19.7.26	H19.8.3	H20.4.10	H20.4.10	H20.4.18	H20.4.18
八幡東子ども会連絡協議会	H19.7.9	H19.7.9	H19.7.17			H19.7.26	H20.3.31	H20.4.2	H20.4.2	
門司区青少年育成協議会連合会	H19.5.18	H19.5.18	H19.8.1	H19.8.1	H19.8.1	H19.8.14	H20.4.15	H20.4.15	H20.5.30	H20.5.30
小倉南区子ども会育成協議 会	H19.7.4	H19.7.4	H19.7.4	H19.7.17	H19.7.19	H19.7.27	H20.4.18	H20.4.18	H20.5.21	H20.5.21
洞海海洋少年団	H19.7.3			H19.7.10	H19.7.18		H19.8.27	H19.8.27	H19.8.27	H19.8.27
	H19.5.14		H19.7.2	H19.7.4	H19.7.18		H20.4.18			
若松区子ども会連合会	H19.5.18	H19.5.18		H19.7.5	H19.8.3	H19.8.3	H20.4.18	H20.4.18	H20.4.21	H20.4.21
北九州地区(市)少年補導員連絡協議会	H19.4.6	H19.4.6	H19.4.19 H19.7.18	H19.4.19		H19.8.10	H19.10.31	H19.11.2	H19.11.7	H19.11.7

(3)問題点

ア 手続について

(ア)交付決定通知(子ども家庭局)

交付決定通知が、前市長名でなされているものがあった。

交付決定通知は、団体からの申請に対して、市が公法上の債務を負担 する意思を表示する行政行為である。

厳正な内部チェック体制が必要である。

(イ)指令文(小倉南区役所)

交付決定通知等、市からの通知文書が指令文となっていない。指令とは、行政機関がその権限に基づき、特定の個人又は団体の申請、願いに対して許可、認可、承認等の意思を表示する場合に用いる文書である。

指令は、法令、通達などで書式が定められている場合が多く、その場合には定められた書式によることとなっており、「北九州市補助金等交付規則の施行について」(昭和 41 年 4 月 1 日付北九財財第 120 号)にも様式が定められている。

イ 支払方法について

(ア)会計管理者への事前合議(八幡東区)

補助金は、概算払とすることができるが、概算払の場合は、支出負担 行為の際、会計管理者の合議が必要であるにもかかわらず、合議がなく、 不要理由の記載もなされていないものがあった。

「北九州市会計規則第46条「定例的なもの」の運用について」(平成 12年3月27日付北九会第219号)によると、合議を不要とする決裁に ついては支出負担行為伺に、該当理由と事前合議は不要であるとの旨を 記載のうえ、決裁を行うこととされている。適正な手続に努められたい。

(イ)口座名義(八幡西区)

支払先の口座名義が、補助事業者の団体名と違うものがあった。

これでは、正当債権者以外の者への支払を行っていることになる。

補助事業者名と支払先の口座名義が相違する場合は、口座名義の変更を求める、委任状を取る等の適正な手続を行うべきである。

(ウ)支出区分(門司区)

支出負担行為では概算払としているが、事業(大会)終了後に支払いがなされているものがあった。

概算払の要件は、債務関係が発生しているが履行期が未到来であることと、債務金額が確定していないことの二つで、原則は一般支払である。 概算払の理由が明確でないのならば、一般支払とすべきである。

ウ 補助対象団体(子ども家庭局)

北九州地区(市)少年補導員連絡協議会に対して補助金を交付しているが、当該団体は社会教育関係団体とはいえない。

社会教育関係団体とは、社会教育法第10条では、「公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。」と定義し、「公の支配に属しない団体」とは、団体の人事、内容、財政等に関し、国や地方公共団体から具体的に発言、指導または干渉を受けないことと理解され、住民主体の民間団体であることを意味している。

しかし、北九州地区(市)少年補導員連絡協議会の事務局長は、会長所属の警察署生活安全課長をもってあてるとしており、住民主体の民間団体とは言い難く、青少年団体育成補助金の対象とはならない。

4 北九州市私立幼稚園振興助成補助金(所管:教育委員会企画課)

(1)事業の概要

私立学校振興助成法、北九州市補助金等交付規則及び北九州市私立幼稚園 振興助成補助金交付要綱を根拠に、私立幼稚園教育の振興を目的として、昭 和41年度から交付している補助事業である。

これは、北九州市私立幼稚園振興助成補助金交付基準により、教職員研修事業、幼児教育振興事業、心身障害児教育事業及び幼稚園連盟事業の4事業を対象に、社団法人北九州市私立幼稚園連盟に交付するものである。

平成19年度は、社団法人北九州市私立幼稚園連盟に対して、199,4 40,000円が概算払により交付されている。

(2)補助事業者

団体名	交付申請 日	交付申請 受理日	交付決定 決裁日	交付決定 通知受理 日		概算受領日	実績報告日	実績報告受理日	額確定決 裁日	額確定通 知受理日	
	H20.1.31	H20.1.31	H20.2.19	H20.2.20	H20.2.20	H20.2.29	H20.4.1	H20.4.4	H20.5.7	H20.5.7	
社団法人 北九州市 私立幼稚園連盟		U10 7 2	H19.7.26	Ц10 7 20	H19.10.22	H19.11.9	H20.4.10	H20.4.10	H20.5.13	U20 E 14	
	H19.7.3 H19.7.3		П19.7.20	H19.7.30	H19.7.30	H19.8.10		П20.4.10	⊓2U.3.13	H20.5.14	

(3)問題点

ア 要綱について

北九州市私立幼稚園振興助成補助金交付基準の別表 2 に記載の、「学校教育法施行令第 2 2 条の 2 」は、「学校教育法施行令第 2 2 条の 3 」の誤りであり、「教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の教育措置について(昭和53 年 10 月 6 日文部省通達)」は、「障害のある児童生徒の就学について」(平成 14 年 5 月 27 日付文部科学省初等中等教育局長通知)で、廃止され

ている。「障害の種類程度」と併せて見直す必要がある。法令等の改正は、 日頃から注意しておくべきである。

イ 補助対象団体について

北九州市私立幼稚園振興助成補助金交付要綱第2条で、補助の対象者は、「社団法人北九州市私立幼稚園連盟」としている。

交付対象事業は、 教職員研修事業、 幼児教育振興事業、 心身障害 児教育事業、 幼稚園連盟事業であるが、事業内容から については、 各園に対する補助である。

私立学校法(昭和 24 年法律第 270 号)第59条では、「地方公共団体は、教育の振興上必要があると認める場合には、別に法律で定めるところにより、学校法人に対し、私立学校教育に関し必要な助成をすることができる。」と規定し、私立学校振興助成法第10条で、地方公共団体は、学校法人に対し、補助金を支出することができる旨を定め、さらに、同法附則第2条第1項で、第10条の学校法人には、当分の間、私立の幼稚園を設置する者を含むものとすると定めている。

「社団法人北九州市私立幼稚園連盟」は、「学校法人」でも「学校法人以外の私立の幼稚園の設置者」でもない。従って、補助の対象者は、「私立幼稚園設置者」とし、仮に幼稚園連盟に委任する必要があれば、あらかじめ、要綱に委任規定を定めるべきであり、 幼稚園連盟事業に対する補助要綱と分けるべきである。

ウ 制度の見直しについて

教職員研修事業、幼児教育振興事業及び心身障害児教育事業について、 公立幼稚園が少ない北九州市では、私立幼稚園が行政代替の機能を果たし ており、補助の必要性は理解できるが、補助のあり方を検討するうえで、 幼稚園の経営は、保育料等の収入で賄う独立採算が基本であるから、各幼 稚園の経営状況を把握する必要がある。しかし、北九州市私立幼稚園連盟 へ補助金の配分を任せているため、各幼稚園の経営状況を把握していない。 制度のあり方を検討するためにも、各幼稚園の経営状況を把握すべきと 考える。

エ 補助事業者に対する指導について

私立学校振興助成法附則第2条第3項では、「学校法人以外の私立の幼稚園の設置者で第1項の規定に基づき第9条又は第10条の規定により助成を受けるものは、当該助成に係る幼稚園の経営に関する会計を他の会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。」と規定している。

また、同法附則第2条第4項では、「前項の規定による特別の会計の経理

に当たっては、当該会計に係る収入を他の会計に係る支出に充ててはならない。」と規定されている。これらのチェックは、毎年すべきであるがなされていない。

さらに、同法附則第2条第5項では、「学校法人以外の私立の幼稚園の設置者で第1項の規定に基づき第9条又は第10条の規定により補助金の交付を受けるものは、当該交付を受けることとなった年度の翌年度の4月1日から起算して5年以内に、当該補助金に係る幼稚園が学校法人によって設置されるように措置しなければならない。」と規定している。しかしながら、設置主体が未だに学校法人となっていない幼稚園がある。法律を遵守するよう指導すべきである。

5 北九州市私立学校振興助成補助金(所管:教育委員会企画課)

(1)事業の概要

私立学校振興助成法、北九州市補助金等交付規則及び北九州市私立学校振興助成補助金交付要綱を根拠に、私立学校教育の振興を目的として、昭和55年度から交付している補助事業である。

これは、北九州市私立学校振興助成補助金交付基準により、設備整備事業、 特色教育等振興事業等を対象に、市内において私立小学校、私立中学校及び 私立高等学校を設置する学校法人に交付するものである。

平成19年度は、以下の18学校法人に対して、70,712,630円が概算払により交付されている。

(2)補助事業者

団体	本 名	交付申請 日	交付申請 受理日	交付決定 決裁日	交付決定 通知受理 日	概算払請 求日	概算受領 日	実績報告日	実績報告 受理日	額確定決 裁日	額確定通 知受理日
学校法人	飯塚学園	H19.9.14	H19.9.18	H19.10.22	H19.10.22	H19.9.14	H19.11.1	H20.4.7	H20.4.7	H20.5.12	H20.5.12
学校法人	折尾愛真	H19.9.28	H19.9.28	H19.11.22	H19.11.22		H19.11.30	H20.4.7	H20.4.7	H20.5.9	H20.5.9
学園		H19.9.13	H19.9.14	H19.10.22	H19.10.22		H19.11.1	H20.4.7	H20.4.7	H20.5.12	H20.5.12
学校法人	九州国際	H19.10.5	H19.10.5	H19.11.22	H19.11.22	H19.11.22	H19.11.30	H20.4.10	H20.4.10	H20.5.9	H20.5.14
大学		H19.9.13	H19.9.21	H19.10.22	H19.10.22	H19.10.22	H19.11.1	H20.4.9	H20.4.9	H20.5.12	H20.5.17
学校法人 学園	九州自然	H19.10.22	H19.9.20	H19.10.22		H19.10.22	H19.11.1		H20.4.9	H20.5.12	
学校法人	仰星学園	H19.10.1	H19.10.1	H19.11.22	H19.11.22	H19.11.22	H19.11.30	H20.4.9	H20.4.9	H20.5.9	H20.5.9
学校法人	啓知学園	H19.10.1	H19.10.1	H19.11.22	H19.11.28	H19.11.22	H19.11.30	H20.4.9	H20.4.9	H20.5.9	H20.5.14
学校法人	真颯館	H19.9.25	H19.9.25	H19.11.22	H19.11.28		H19.11.30	H20.4.2	H20.4.2	H20.5.9	H20.5.14
学校法人	西南女学	H19.10.1	H19.10.1	H19.11.22	H19.11.22	H19.11.22	H19.11.30	H20.4.7	H20.4.7	H20.5.9	H20.5.9
院		H19.9.18	H19.9.19	H19.10.22	H19.10.22	H19.10.22	H19.11.1	H20.4.7	H20.4.7	H20.5.12	H20.5.12
学校法人 慶成高等学	専修学園 学校	H19.10.2	H19.10.2	H19.11.22	H19.11.28	H19.11.22	H19.11.30	H20.4.10	H20.4.10	H20.5.9	H20.5.14
		H19.10.10	H19.10.10	H19.11.22	H19.11.28	H19.11.22	H19.11.30	H20.4.8	H20.4.8	H20.5.9	H20.5.14
学校法人 学園	鎮西敬愛	H19.9.20	H19.9.20	H19.10.22	H19.10.30	H19.10.22	H19.11.1	H20.4.8	H20.4.8	H20.5.12	H20.5.17
		H19.9.20	H19.9.27	H19.10.22	H19.10.30	H19.10.22	H19.11.1	H20.4.8	H20.4.8	H20.5.12	H20.5.17
学校法人	常磐学園	H19.10.4	H19.10.4	H19.11.22	H19.11.22	H19.10.4	H19.11.30	H20.4.10	H20.4.10	H20.5.9	H20.5.9
学校法人	能美学園	H19.9.28	H19.9.28	H19.11.22	H19.11.22	H19.11.22	H19.11.30	H20.4.7	H20.4.7	H20.5.9	H20.5.9
学校法人	東筑紫学	H19.10.5	H19.10.5	H19.11.22	H19.11.29	H19.11.22	H19.11.30	H20.4.10	H20.4.10	H20.5.9	H20.5.14
園中高部		H19.9.20	H19.9.20	H19.10.22	H19.10.30	H19.10.22	H19.11.1	H20.4.10	H20.4.10	H20.5.12	H20.5.14
学校法人	福原学園	H19.10.3	H19.10.3	H19.11.22	H19.11.28	H19.11.22	H19.11.30	H20.4.1	H20.4.1	H20.5.9	H20.5.14
学校法人	豊国学園	H19.10.2	H19.10.2	H19.11.22	H19.11.22	H19.11.22	H19.11.30	H20.4.9	H20.4.9	H20.5.9	H20.5.9
学校法人 園	美萩野学	H19.10.2	H19.10.2	H19.11.22	H19.11.28		H19.11.30	H20.4.9	H20.4.9	H20.5.9	H20.5.14
		H19.9.28	H19.9.28	H19.11.22	H19.11.22	H19.11.22	H19.11.30	H20.4.8	H20.4.8	H20.5.9	H20.5.9
学校法人	明治学園	H19.9.7	H19.9.8	H19.10.22	H19.10.22	H19.10.22	H19.11.1	H20.4.8	H20.4.8	H20.5.12	H20.5.12
		H19.9.7	H19.9.20	H19.10.22	H19.10.22	H19.10.22	H19.11.1	H20.4.8	H20.4.8	H20.5.12	H20.5.12
学校法人	若松学園	H19.10.3	H19.10.3	H19.11.22	H19.11.28	H19.10.3	H19.11.30	H20.4.10	H20.4.10	H20.5.9	H20.5.14

(3)問題点

ア 手続について

補助金の交付手続について、支払の請求(請求書提出日)が、交付の決 定前(交付申請と同時)になされていたものがあった。

概算払であるならば、補助金交付決定後にすべきである。

適正な手続を徹底されたい。

イ 制度の見直しについて

制度として、学校経営の状況を把握するようになっていない。

私立学校は、市の公教育において極めて大きな役割を担っているが、学校経営は、授業料等の収入で賄う独立採算が基本である。

したがって、制度のあり方を検討するためにも、消費支出比率(学校法人会計基準(昭和 46 年文部省令第 18 号)に定める消費収支計算書における消費支出を帰属収入で除した割合)等の経営分析指標を活用し、各学校の経営状況を把握すべきと考える。

6 北九州市私立外国人学校補助金(所管:教育委員会企画課)

(1)事業の概要

私立学校振興助成法、北九州市補助金等交付規則及び北九州市私立外国人学校補助金交付要綱を根拠に、北九州市における、国際交流の推進及び私立学校教育の振興を図ることを目的として、平成10年度から交付している補助事業である。

これは、北九州市私立外国人学校補助金交付基準により、設備整備事業及び学校間等交流推進に係る教育文化活動等事業を対象に、私立外国人学校を 設置する学校法人に交付するものである。

平成19年度は、学校法人福岡朝鮮学園に対して、4,000,00円が概算払により交付されている。

(2)補助事業者

団体行	名	交付申請 日	交付申請 受理日	交付決定 決裁日	交付決定 通知受理 日	概算払請 求日	概算受領日	実績報告日	実績報告 受理日	額確定決 裁日	額確定通知受理日
学校法人 社	福岡朝鮮	H19.9.18	H19.9.20	H19.11.5	H19.11.5	H19.11.6	H19.11.16	H20.4.10	H20.4.10	H20.5.12	H20.5.12
学園		H19.9.18	H19.9.20	H19.11.5	H19.11.5	H19.11.6	H19.11.16	H20.4.10	H20.4.10	H20.5.12	H20.5.12

(3)問題点

ア 要綱について

平成19年度に学校教育法(昭和22年法律第26号)が改正され、平成19年12月26日に施行されている。それに伴い、北九州市私立外国人学校補助金交付要綱第2条中、「学校教育法第83条第2項」を「学校教育法第134条第2項」に改正する必要があるが、なされていない。

イ 制度の見直しについて

「北九州市私立学校振興助成補助金」(前述 5 の補助金)と同様、制度のあり方を検討するためにも、経営分析指標を活用し、各学校の経営状況を把握すべきと考える。

7 北九州市私立幼稚園研修代替教員活用補助金(所管:教育委員会企画課)

(1)事業の概要

私立学校振興助成法、北九州市補助金等交付規則及び北九州市私立幼稚園研修代替教員活用補助金交付要綱を根拠に、私立幼稚園の教員が研修に参加し易い環境をつくり、教員の資質向上及び指導力向上を図るため、平成17年度から交付している補助事業である。

これは、北九州市私立幼稚園研修代替教員活用補助金交付基準により、教員の研修参加に伴う代替教員の雇用に要する人件費及び交通費の一部を、社団法人北九州市私立幼稚園連盟に交付するものである。

平成19年度は、社団法人北九州市私立幼稚園連盟に対して、343,050円が概算払により交付されている。

(2)補助事業者

団体名	交付申請日	交付申請 受理日	交付決定 決裁日	交付決定 通知受理 日	概算払請 求日	概算受領日	実績報告日	実績報告受理日	額確定決 裁日	額確定通 知受理日
社団法人 北九州市 私立幼稚園連盟	H20.2.25	H20.2.26	H20.2.28	H20.2.28	H20.2.28	H20.3.7	H20.4.10	H20.4.10	H20.4.25	H20.4.25

(3)問題点

ア 補助対象団体について

「北九州市私立幼稚園振興助成補助金」(前述 4 の補助金)と同様の理由で、北九州市私立幼稚園研修代替教員活用補助金交付要綱第 3 条に規定の補助の対象者は、「社団法人北九州市私立幼稚園連盟」ではなく、「私立幼稚園設置者」とすべきである。

イ 制度の見直しについて

「北九州市私立幼稚園振興助成補助金」(前述 4 の補助金)と同様の理由で、制度のあり方を検討するためにも、各幼稚園の経営状況を把握すべき

と考える。

ウ 補助事業者に対する指導について

「北九州市私立幼稚園振興助成補助金」(前述 4 の補助金)と同様、助成に係る幼稚園の経営に関する会計を他の会計から区分し、 特別の会計として経理しているか、 当該会計に係る収入を他の会計に係る支出に充てていないか等のチェックができるような資料を各幼稚園から徴すべきである。

8 北九州市私立幼稚園子育て支援保育補助員活用補助金(所管:教育委員会企 画課)

(1)事業の概要

私立学校振興助成法、北九州市補助金等交付規則及び北九州市私立幼稚園 子育て支援保育補助員活用補助金交付要綱を根拠に、子育て支援機能の強化 及び子育て支援活動を促進するため、平成17年度から交付している補助事 業である。

これは、北九州市私立幼稚園子育て支援保育補助員活用補助金交付基準により、子育て支援保育補助員の雇用に要する人件費を、社団法人北九州市私立幼稚園連盟に交付するものである。

平成19年度は、社団法人北九州市私立幼稚園連盟に対して、18,09 2,000円が概算払により交付されている。

(2)補助事業者

団体名	交付申請日	交付申請 受理日	交付決定 決裁日	交付決定 通知受理 日		概算受領日	実績報告日	実績報告 受理日	額確定決 裁日	額確定通知受理日
社団法人 北九州市	H19.5.15	H19.5.17	H19.5.22	H19.7.10	H19.7.10	H19.7.20	H20.4.10	H20.4.10	H20.5.7	H20.5.7
私立幼稚園連盟	П19.5.15	H13.J.17	1113.3.22	H19.5.22	H19.5.22	H19.6.8		1120.4.10	H20.3.7	H20.3.7

(3)問題点

ア 実績報告について

実績報告で、勤務日数が1人1か月150日となっているものがある。

所管課の説明では、年間を通じての雇用日数であり、別途、出勤簿で確認しているとのことであるが、実績報告書に確認できるものが添付されていない。

実績報告は、補助金等の交付の決定の際に付した条件等により補助事業等が適正に行われたかどうかを審査し、最終的な補助金等の額の確定をする重要な資料となるものであるので、その記載内容は判定に資するに足るものでなくてはならない。

しかしながら、実態と乖離した実績報告に基づいて、補助金の額を確定 したことになる。

実績報告書の内容審査を的確に行うべきである。

イ 要綱について

補助金額は、1幼稚園当たり、1年間に、補助員の延べ業務日数(複数の補助員がいても、その合計日数)150日分を限度に、初日から30日間分、次の50日間分、最後の70日間分について、それぞれ異なる人件費単価を設定して、各幼稚園の補助額を決定している。

しかしながら、北九州市私立幼稚園子育て支援保育補助員活用補助金交付基準では、年間雇用日数により、人件費単価が異なる旨の規定をしているため、個々の補助員の人件費単価が、雇用期間により決定されることとなり、実態と異なる規定となっている。

事務処理に誤りが生じないよう、正確な規定に、基準を改正する必要がある。

ウ 補助対象団体について

「北九州市私立幼稚園振興助成補助金」(前述 4 の補助金)と同様の理由で、 北九州市私立幼稚園子育て支援保育補助員活用補助金交付要綱第 3 条に規 定の補助の対象者は、「社団法人北九州市私立幼稚園連盟」ではなく、「私 立幼稚園設置者」とすべきである。

エ 制度の見直しについて

「北九州市私立幼稚園振興助成補助金」(前述 4 の補助金)と同様の理由で、制度のあり方を検討するためにも、各幼稚園の経営状況を把握すべきと考える。

オ 補助事業者に対する指導について

「北九州市私立幼稚園振興助成補助金」(前述 4 の補助金)と同様、助成に係る幼稚園の経営に関する会計を他の会計から区分し、 特別の会計として経理しているか、 当該会計に係る収入を他の会計に係る支出に充てていないか等のチェックができるような資料を各幼稚園から徴すべきである。

9 北九州市学校保健会補助金(所管:教育委員会学校保健課)

(1)事業の概要

予算を確保した上で、北九州市補助金交付規則に基づき、児童生徒が自らの生活を向上させ、生涯の健康づくりへの意欲や能力、すなわち「生きる力」を培うことを目的として、昭和39年度から交付している補助事業であ

る。

これは、北九州市学校保健会に対して、市内の5支部への繰出金、国・県レベルの保健会等への負担金、事業費、会議費等を交付するものである。

平成19年度は、北九州市学校保健会に対して、3,800,000円が 概算払により交付されている。

なお、平成20年度に、「北九州市学校保健会補助金交付要綱」を制定している。

(2)補助事業者

団体名	交付申請日	交付申請 受理日	交付決定 決裁日	交付決定 通知受理 日	概算払請 求日	概算受領日	実績報告日	実績報告 受理日	額確定決 裁日	額確定通 知受理日
					H19.10.9	H19.10.26				
北九州市学校保健会	H19.3.30	H19.4.1	H19.4.1	H19.4.1	H19.7.3	H19.7.20	H20.4.14	H20.4.14	H20.4.18	H20.4.18
					H19.4.25	H19.5.18				

(3)問題点

ア 手続について

「平成19年度北九州市学校保健会補助金交付決定通知書」に、「この補助金の交付決定の内容又は条件に異議がある場合における基本規則第9条の規定による申請の取り下げをすることができる期限は平成19年4月20日とする。」としているが、北九州市補助金等交付規則第9条には、「当該通知を発した日から15日以内に、申請の取下げをすることができる。」と規定している。法令を遵守すべきである。

10 指定都市学校保健協議会開催補助金(所管:教育委員会学校保健課)

(1)事業の概要

予算を確保した上で、北九州市補助金交付規則に基づき、指定都市の学校保健関係者が当面する健康・安全の諸問題を研究協議し、学校保健の進展を図ることを目的として交付した補助事業である。

これは、第58回指定都市学校保健協議会実行委員会に対して、同協議会開催経費の一部を交付するものであり、平成19年度に、3,310,12 1円が概算払により交付されている。

(2)補助事業者

団体名	交付申請 日	交付申請 受理日	交付決定 決裁日	交付決定 通知受理 日	概算払請 求日	概算受領日	実績報告日	実績報告 受理日	額確定決 裁日	額確定通 知受理日
第58回指定都市学校保健 協議会実行委員会	H19.3.31	H19.4.1	H19.4.1	H19.4.1	H19.5.1	H19.5.10	H20.4.16	H20.4.16	H20.4.18	H20.4.18

(3)問題点

ア 手続について

「平成19年度北九州市学校保健会補助金交付決定通知書」に、「この補助金の交付決定の内容又は条件に異議がある場合における基本規則第9条の規定による申請の取り下げをすることができる期限は平成19年4月19日とする。」としているが、北九州市補助金等交付規則第9条には、「当該通知を発した日から15日以内に、申請の取下げをすることができる。」と規定している。法令を遵守すべきである。

11 北九州市学校給食協会運営補助金(所管:教育委員会学校保健課)

(1)事業の概要

予算を確保した上で、北九州市補助金交付規則に基づき、北九州市内の学校給食事業の充実発展と、その運営の円滑化を図ることを目的として、昭和50年度から交付している補助事業である。

これは、財団法人北九州市学校給食協会に対して、運営費の一部を交付するものである。

平成19年度は、北九州市学校給食協会に対して、43,487,458 円が概算払により交付されている。

なお、平成20年に、「財団法人北九州市学校給食協会運営事業補助金交付 要綱」を制定している。

(2)補助事業者

団体名	交付申請 日	交付申請 受理日	交付決定 決裁日	父何决定 通知受理 日	概算払請 求日	概算受領	実績報告日	実績報告 受理日	額確定決 裁日	額確定通 知受理日
	H19.6.29	H19.6.29	H19.7.1	H19.7.1		H20.3.18 H20.2.19 H20.1.17 H19.12.7 H19.11.19		H20.4.18	H20.4.18	H20.5.9
財団法人 北九州市 学校給食協会	1113.0.23	1113.0.23	1113.7.1	1113.7.1	受領の一 週間前く らい	H19.10.18 H19.9.19 H19.8.17 H19.7.19		1120.4.10	1120.4.10	1120.3.9
	H19.3.30	H19.3.30	H19.4.1	H19.4.1		H19.6.19 H19.5.17 H19.4.19	H19.7.18	H19.7.18	H19.8.17	H19.8.17

12 教育研究団体育成事業補助金(所管:教育委員会指導企画課)

(1)事業の概要

予算を確保した上で、北九州市補助金交付規則に基づき、学校教育の発展 向上を図るとともに、教育研究活動を促進することを目的に交付している補

助事業である。

これは、市内全域を結成単位とする教育研究団体に対して、団体の活動にかかる経費の一部を交付するものである。

平成19年度は、以下の8団体に対して、3,839,000円が概算払により交付されている。

なお、平成20年度に、「北九州市教育研究団体育成事業補助金要綱」を制 定している。

(2)補助事業者

団体名	交付申請 日	交付申請 受理日	交付決定 決裁日	交付決定 通知受理 日	概算払請 求日	概算受領日	実績報告日	実績報告 受理日	額確定決 裁日	額確定通 知受理日
北九州市立小学校長 会	H19.7.23	H19.7.23	H19.8.1	H19.8.1	H19.9.10	H19.9.28	H20.4.18	H20.4.18	H20.4.18	H20.4.18
北九州市立中学校長 会	H19.7.31	H19.7.31	H19.8.1	H19.8.1	H19.9.10	H19.9.28	H20.4.18	H20.4.18	H20.4.18	H20.4.18
北九州市立特別支援 学校長会	H19.7.31	H19.7.31	H19.8.1	H19.8.1	H19.9.10	H19.9.28	H20.4.18	H20.4.18	H20.4.18	H20.4.18
北九州市立幼稚園長 会	H19.7.31	H19.7.31	H19.8.1	H19.8.1	H19.9.10	H19.9.28	H20.4.18	H20.4.18	H20.4.18	H20.4.18
北九州市立小学校教 頭会	H19.7.26	H19.7.26	H19.8.1	H19.8.1	H19.9.10	H19.9.28	H20.4.18	H20.4.18	H20.4.18	H20.4.18
北九州市立中特別支 援学校教頭会		H19.7.26	H19.8.1			H19.9.28		H20.4.18	H20.4.18	
北九州市小中学校教 職員教育研究会	H19.7.27	H19.7.27	H19.8.1	H19.8.1		H19.9.28	H20.4.18	H20.4.18	H20.4.18	H20.4.18
北九州市教育研究会	H19.7.31	H19.7.31	H19.8.1	H19.8.1	H19.9.10	H19.9.28	H20.4.18	H20.4.18	H20.4.18	H20.4.18

(3)問題点

ア 実績報告について

実績報告に添付されている収支決算書をみると、支出が収入より11, 095円多いものがあり、財源が不明のものがあった。

実績報告は、補助金等の交付の決定の際に付した条件等により補助事業等が適正に行われたかどうかを審査し、最終的な補助金等の額の確定をする重要な資料となるものであるので、その記載内容は判定に資するに足るものでなくてはならない。

補助金を充当しているのは事業支出の一部分であり、交付額に影響はないものの、信憑性に欠く資料に基づいて、補助金の額を確定したことになる。実績報告書の内容審査を的確に行い、必要に応じて現地調査を行うこと。

イ 補助金額の確定について

要綱では、「補助金の額は予算額の3分の1を超えない額」と規定している。

交付決定通知をみると、団体の事務局費を除いて、研究大会及び研修会、 研究調査、研究成果の刊行にかかる費用を補助金の対象としているため、 この補助対象経費の予算と補助金確定額を比較してみると、補助金の確定額が予算の3分の1を超えているものがあった。

ウ 支払方法について

支払先の口座名義が、補助事業者名と違うものがあった。

これでは、正当債権者以外の者への支払を行っていることになる。

補助事業者名と支払先の口座名義が相違する場合は、口座名義の変更を 求める、委任状を取る等の適正な手続を行うべきである。

エ 要綱について

平成20年度に、北九州市教育研究団体育成事業補助金要綱が定められたが、交付基準が明確に規定されておらず、同要綱第3条に、補助金の額として、「1団体に対する補助金の額は予算額の3分の1を超えない額又は5万円を超えない額とする。」と規定しているのみである。補助金の対象経費及び算出根拠は、要綱又は基準等で明文化すべきである。

オ 制度の見直しについて

北九州市教育研究団体育成事業補助金要綱では、「補助金の額は予算額の3分の1を超えない額」と規定しているが、本来、実費精算であるべきである。したがって、交付決定通知の概算払額は、予算額を基準に金額を決定せざるを得ないとしても、実績報告の決算額により額の確定をする制度に改めるべきである。

13 文化・体育行事等補助金(所管:教育委員会指導企画課)

(1)事業の概要

予算を確保した上で、北九州市補助金交付規則に基づき、児童生徒の体力・技能の向上と健全なスポーツ精神の育成及び文化行事による教育活動の振興を図ることを目的に交付している補助事業である。

これは、小学校体育連盟、小学校文化連盟、中学校体育連盟、中学校文化連盟に対し、連盟の運営及び大会にかかる経費を交付するものである。

平成19年度は、以下の4団体に対して、12,500,00円が概算 払により交付されている。

なお、平成20年度に、「文化・体育行事等補助金交付要綱」を制定している。

(2)補助事業者

団体名	交付申請 日	交付申請 受理日	交付決定 決裁日	交付決定 通知受理 日	概算払請 求日	概算受領日	実績報告日	実績報告受理日	額確定決裁日	額確定通 知受理日
北九州市小学校体育 連盟	H19.9.1	H19.9.5	H19.9.25	H19.9.25	H19.9.11	H19.9.28	H20.3.31	H20.4.18	H20.4.18	H19.9.26
北九州市小学校文化 連盟	H19.6.1	H19.6.1	H19.6.1	H19.6.1	H19.6.1	H19.8.30	H20.3.31	H20.4.3	H20.4.7	H20.4.7
	H19.6.29	H19.6.29	H19.6.29	H19.6.29	H19.7.23	H19.7.27	H20.3.14	H20.3.14	H20.4.1	H20.4.1
北九州市中学校体育 連盟	H19.6.1	H19.6.5	H19.6.15	H19.6.15	H19.6.27	H19.7.6	H20.3.31	H20.4.3	H20.4.7	H20.4.7
	H19.5.18	H19.5.31	H19.6.8	H19.6.8	H19.6.21	H19.6.28	H20.3.31	H20.4.3	H20.4.7	H20.4.18
北九州市中学校文化 連盟	H19.6.20	H19.6.20	H19.6.20	H19.6.20	H19.7.9	H19.7.13	H20.3.31	H20.4.18	H20.4.18	H20.4.13

(3)問題点

ア 手続について

交付決定前に請求がなされているものがあった。

概算払であるならば、補助金交付決定後にすべきである。

適正な手続を徹底されたい。

イ 補助金額の確定について

食糧費を補助金の対象として認めている。平成20年度に制定した、文化・体育行事等補助金交付要綱第3条では、補助金の内容として、食糧費を除くとしている。平成19年度の補助対象が、要綱と同じであるならば、食糧費は認められないはずである。

ウ 支払方法について

支払先の口座名義が、補助事業者の団体名と違うものがあった。

これでは、正当債権者以外の者への支払を行っていることになる。

補助事業者名と支払先の口座名義が相違する場合は、口座名義の変更を 求める、委任状を取る等の適正な手続を行うべきである。

14 携帯用防犯プザー購入事業補助金(所管:教育委員会指導企画課)

(1)事業の概要

北九州市補助金等交付規則及び携帯用防犯ブザー購入事業補助金交付要綱を根拠に、児童生徒の身を守り安全を確保する手段としての、携帯用防犯ブザーの所持の促進を図ることを目的として、平成17年度から交付している補助事業である。

これは、北九州市立小・中学校の児童生徒に譲渡又は貸与する目的で、防犯ブザーを購入する費用の2分の1に相当する額を、北九州市PTA協議会に交付するものである。

平成19年度は、北九州市PTA協議会に対して、1,756,500円が一般支払により交付されている。

(2)補助事業者

団体名	交付申請日	交付申請 受理日	交付決定 決裁日	交付決定 通知受理 日		実績報告受理日	額確定決 裁日	額確定通 知受理日	請求日	確定支払日
北九州市PTA協議	H19.5.29	H19.5.29	H19.5.30	H19.5.30	H19.6.21	H19.6.21	H19.6.21	H19.6.21	H19.6.27	H19.7.10
会	H19.5.29	H19.5.29	H19.5.30	H19.5.30	H19.6.21	H19.6.21	H19.6.21	H19.6.21	H19.6.27	H19.7.10

(3)問題点

ア 手続について

北九州市PTA協議会は、社会教育関係団体である。

地方公共団体が社会教育関係団体に対して補助金を交付する際に、社会 教育法第13条は、社会教育委員の会議の意見を聴く手続が必要であると しているが、その手続が取られていない。

法令を遵守すべきである。

15 補導対策事業補助金(所管:教育委員会指導企画課)

(1)事業の概要

予算を確保した上で、北九州市補助金等交付規則に基づき、市内の各区に 設置されている各地区学校警察連絡協議会の連携と活性化を図り、もって児 童生徒の健全育成に資することを目的に、交付している補助事業である。

これは、市内の全地区学校警察連絡協議会をもって組織されている、北九州市学校警察連絡協議会に、同協議会の活動にかかる経費のうち900,00円を上限として交付するものである。

平成19年度は、900,000円が概算払により交付されている。 なお、平成20年度に、「補導対策事業補助金交付要綱」を制定している。

(2)補助事業者

団体名	交付申請 日	交付申請 受理日	交付決定 決裁日	交付決定 通知受理 日	概算払請 求日	概算受領日	実績報告日	実績報告 受理日	額確定決 裁日	額確定通 知受理日
北九州市学校警察連 絡協議会	H19.5.11	H19.5.11	H19.5.14	H19.5.14	H19.5.24	H19.6.4	H20.4.1	H20.4.2	H20.4.4	H20.4.4

(3)問題点

ア 要綱について

補助金の額は、900,00円を上限としているが、補導対策事業補助金交付要綱第3条で、「補助金の額は900,00円とする。」と規定している。要綱が実態と合っていない。

事務処理に誤りが生じないよう、正確な規定に、基準を改正する必要が

ある。

16 児童・生徒派遣費補助金(所管:教育委員会指導企画課)

(1)事業の概要

北九州市補助金等交付規則及び児童・生徒派遣費補助基準を根拠に、児童・生徒の体力・技能の向上と健全なスポーツ精神の育成及び文化行事による教育活動の振興を図ることを目的に交付している補助事業である。

これは、北九州市立小・中・特別支援学校の児童生徒が、市全域以上を対象とした文化的行事及び体育的行事に、学校教育活動として参加(教育課程における学校行事等の一つとして参加するもの及びクラブ活動又はその発展・発表として参加するもの)する場合に、大会出場生徒に係る派遣交通費及び派遣宿泊費を交付するものである。

平成19年度は、北九州市中学校体育連盟及び北九州市中学校文化連盟に対して、25,983,951円が一般支払により交付されている。

(2)補助事業者

団体名	交付申請 日	交付申請 受理日	交付決定 決裁日	交付決定 通知受理 日	実績報告日	実績報告受理日	額確定決 裁日	額確定通 知受理日	請求日	確定支払日
	H19.8.16	H19.8.16	H19.8.16	H19.8.20	H19.10.31	H19.10.31	H19.11.2	H19.11.2	H20.3.31	H20.4.9
	H19.12.10	H19.12.10	H19.12.12	H19.12.12	H20.1.11	H20.1.11	H20.1.18	H20.1.18	H20.3.25	H20.4.4
	H19.11.28	H19.11.28	H19.11.30	H19.11.30	H19.12.10	H19.12.10	H19.12.10	H19.12.10	H20.3.25	H20.4.4
北九州市中学校体育 連盟	H19.11.9	H19.11.12	H19.11.14	H19.11.14	H19.11.28	H19.11.28	H19.11.30	H19.11.30	H20.3.24	H20.4.4
	H19.8.3	H19.8.6	H19.8.6	H19.8.6	H19.10.24	H19.10.24	H19.10.30	H19.10.30	H20.3.3	H20.3.14
	H19.7.27	H19.7.30	H19.8.2	H19.8.2	H19.10.17	H19.10.18	H19.10.26	H19.10.26	H20.2.7	H20.2.15
	H19.6.22	H19.6.22	H19.6.22	H19.6.22	H19.8.8	H19.8.8	H19.8.10	H19.8.10	H19.9.19	H19.9.28
	H20.1.28	H20.1.28	H20.1.30	H20.1.30	H20.3.7	H20.3.7	H20.3.12	H20.3.12	H20.3.24	H20.4.4
	H19.12.10	H19.12.11	H19.12.14	H19.12.14	H20.1.11	H20.1.11	H20.1.18	H20.1.18	H20.2.25	H20.3.7
	H19.11.12	H19.11.13	H19.11.13	H19.11.22	H19.12.10	H19.12.14	H19.12.14	H19.12.14	H20.1.22	H20.2.1
*************************************	H19.10.24	H19.10.25	H19.10.26	H19.10.26	H19.11.17	H19.11.19	H19.11.22	H19.11.22	H20.1.4	H20.1.11
連盟	H19.10.22	H19.10.22	H19.10.26	H19.10.26	H19.11.15	H19.11.15	H19.11.20	H19.11.20	H19.12.25	H20.1.11
	H19.10.10	H19.10.10	H19.10.12	H19.10.12	H19.10.31	H19.11.5	H19.11.5	H19.11.5	H19.12.19	H20.1.11
	H19.8.13	H19.8.15	H19.8.17	H19.8.17	H19.9.10	H19.9.12	H19.9.12	H19.9.12	H19.10.2	H19.10.26
	H19.9.5	H19.9.6	H19.9.7	H19.9.7	H19.10.1	H19.10.1	H19.10.10	H19.10.10	H19.10.10	H19.10.26

(3)問題点

ア 支払方法について

支払先の口座名義が、補助事業者名と違うものがあった。

これでは、正当債権者以外の者への支払を行っていることになる。

補助事業者名と支払先の口座名義が相違する場合は、口座名義の変更を 求める、委任状を取る等の適正な手続を行うべきである。

17 研究大会等補助金(所管:教育委員会教育センター)

(1)事業の概要

予算を確保した上で、北九州市補助金交付規則に基づき、教育的課題の研究や教員の資質向上などを目的とした北九州市内で開催される県大会レベル以上の研究大会の成功の一助となるとともに、その成果をもとに本市学校教育の課題解決や教育水準の向上を目的として交付している補助事業である。

これは、県大会、九州大会、全国大会それぞれ、県大会10万円、九州大会20万円、全国大会40万円を上限として、実行委員会、研究会及び校長会等に交付するものである。

平成19年度は、以下の3団体に対して、300,00円が概算払により交付されている。

なお、平成20年度に、「北九州市教育研究大会補助金交付要綱」を制定している。

(2)補助事業者

団体名	交付申請日	交付申請 受理日	交付決定 決裁日	交付決定 通知受理 日	概算払請 求日	概算受領日	実績報告日	実績報告受理日	額確定決 裁日	額確定通 知受理日
福岡県小学校家庭科 教育研究大会実行委 員会		H19.10.5	H19.10.22	H19.10.22	H19.10.26	H19.11.16	H19.12.18	H19.12.18	H19.12.18	H19.12.18
北九州市技術家庭科 研究会		H19.9.11	H19.9.26			H19.10.15		H19.11.8	H19.11.8	
北九州市立中学校長 会	H19.6.29	H19.6.29	H19.7.12	H19.7.12	H19.6.29	H19.10.26	H19.12.11	H19.12.11	H19.12.11	H19.12.11

(3)問題点

ア 手続について

請求が、申請と同時になされているものがあった。

概算払であるならば、補助金交付決定後にすべきである。

適正な手続を徹底されたい。

イ 補助事業者に対する指導について

今回の監査で、交付申請から額確定通知までの、手続に係る日付の報告を、補助事業者に求めた。その結果、手続に関する年月日について、全て不明と回答してきた補助事業者があった。また、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等の提出もなかった。

北九州市補助金交付規則第12条では、補助事業者は、補助事業に係る 経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておかなければなら ないと規定している。

補助事業者に対する指導・監督を、適切に行うべきである。

18 関係団体補助金(所管:教育委員会生涯学習課)

(1)事業の概要

予算を確保した上で、北九州市補助金交付規則に基づき、 当面の諸問題及びPTA活動のあり方について、研究を深め今後のPTA活動に資するとともに、積極的に活動するPTAを目指すこと。 市内のPTAの活動状況を広く広報することで、PTA活動における会員の連帯の輪を広げ、意識の向上を図ることを目的に交付している補助事業である。

これは、PTA関係研修会参加及び北九州市PTA協議会機関紙発行事業 に対して交付するものである。

平成19年度は、北九州市PTA協議会に対して、1,600,000円が概算払により交付されている。

なお、平成20年度に、「北九州市社会教育関係団体事業補助金交付要綱」 を制定している。

(2)補助事業者

団体名	交付申請 日	交付申請 受理日	交付決定 決裁日	交付決定 通知受理 日		概算受領日	実績報告日	実績報告受理日	額確定決 裁日	額確定通知受理日
北九州市PTA協議	H19.6.25	H19.6.25	H19.6.25	H19.6.25	H19.7.19	H19.8.3	H19.10.15	H19.10.15	H19.10.17	H19.10.17
会	H19.6.25	H19.6.25	H19.6.25	H19.6.25	H19.7.19	H19.8.3	H20.3.31	H20.4.1	H20.4.1	H20.4.1

19 部活動振興事業補助金 (所管:教育委員会北九州市立高等学校)

(1)事業の概要

北九州市補助金交付規則及び北九州市立高等学校生徒派遣費補助基準を根拠に、北九州市立高等学校の部活動の振興を図ることを目的として、平成 17年度から交付している補助事業である。

これは、北九州市立高等学校の生徒が、九州全域以上を対象とした文化的 行事及び体育行事に、学校教育活動として参加する場合に、生徒及び引率者 に係る派遣交通費と派遣宿泊費を、交付するものである。

平成19年度は、北九州市立高等学校父母教師会に対して、595,88 5円が一般支払により交付されている。

(2)補助事業者

団体名	交付申請日	交付申請 受理日	交付決定 決裁日	交付決定 通知受理 日	実績報告日	実績報告受理日	額確定決 裁日	額確定通 知受理日	請求日	確定支払日
	H19.11.14	H19.11.14	H19.11.16	H19.11.16	H19.11.20	H19.11.20	H19.11.22	H19.11.22	H19.12.3	H19.12.14
	H19.6.14	H19.6.14	H19.7.11	H19.7.12	H19.8.6	H19.8.6	H19.8.8	H19.8.10	H19.8.13	H19.8.31
北九州市立高等学校 父母教師会	H19.7.5	H19.7.5	H19.7.11	H19.7.12	H19.8.2	H19.8.2	H19.8.2	H19.8.3	H19.8.3	H19.8.31
	H19.6.8	H19.6.8	H19.7.4	H19.7.12	H19.8.1	H19.8.1	H19.8.1	H19.8.1	H19.8.1	H19.8.17
	H19.4.17	H19.4.17	H19.4.19	H19.4.19	H19.5.8	H19.5.8	H19.5.14	H19.5.17	H19.5.21	H19.5.25

(3)問題点

ア 補助対象団体について

北九州市立高等学校父母教師会の規約第5条には、「この会は、民主的な社会教育に関する団体として」と規定しており、社会教育関係団体として 位置づけている。

北九州市立高等学校生徒派遣費補助基準では、「北九州市立高等学校の生徒が文化的行事及び体育的行事に学校教育活動として参加する場合に、市が補助金を交付する基準」と規定している。

部活動振興事業補助金は、学校教育活動であり社会教育に関する事業ではないため、社会教育関係団体である北九州市立高等学校父母教師会を交付の対象とすべきではない。

第6 監査の結果

今回テーマとした「学校教育の充実」及び「青少年の健全育成」に係る補助金に ついては、おおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が認められた。 これらについては、適切な措置を講じられたい。

1 手続について

(1)法律で定める手続

企画文化局スポーツ振興課:「北九州市スポーツ振興基金事業補助金」

教育委員会指導企画課:「携帯用防犯ブザー購入事業補助金」

「社会教育法」は、地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、社会教育委員の会議の意見を聴いて行わなければならないと規定し、「スポーツ振興法」は、地方公共団体がスポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、スポーツ振興審議会等の意見を聴かなければならないと規定しているが、これらの手続が取られていないものがあった。

法令を遵守されたい。

(2)補助金の請求手続

企画文化局スポーツ振興課:「北九州市スポーツ振興基金事業補助金」

教育委員会企画課:「北九州市私立学校振興助成補助金」

教育委員会指導企画課:「文化・体育行事等補助金」

教育委員会教育センター:「研究大会等補助金」

補助金の交付手続における補助事業者からの支払の請求については、一般 支払のときは実績報告後の額確定後に、概算払のときは補助金交付決定後に すべきであるが、交付申請と同時になされている等、不適正な事務手続をし ているものがあった。

「北九州市補助金等交付規則」等を遵守し、適正な事務手続をされたい。

(3)交付決定通知

企画文化局スポーツ振興課:「北九州市スポーツ振興基金事業補助金」

子ども家庭局青少年課、小倉南区役所まちづくり推進課:「青少年団体育成補助金」

教育委員会学校保健課:「北九州市学校保健会補助金」

「指定都市学校保健協議会開催補助金」

交付決定通知が、前市長名でなされているものや、支出負担行為は一般支払となっており、実際にも一般支払をしているにもかかわらず、交付決定通知に概算払とするとしていたものがあった。

交付決定通知は、団体からの申請に対して、市が公法上の債務を負担する 意思を表示する行政行為である。

厳正な内部チェック体制が必要である。

また、交付決定通知等、市からの通知文書が指令文となっていないものがあった。指令とは、行政機関がその権限に基づき、特定の個人又は団体の申請、願いに対して許可、認可、承認等の意思を表示する場合に用いる文書である。指令は、法令、通達などで書式が定められている場合が多く、その場合には定められた書式によることとなっており、「北九州市補助金等交付規則の施行について」にも様式が定められている。

さらに、補助金交付決定通知書に、補助金の申請の取り下げをすることができる期限を、通知を発した日から19日又は20日としているものがあった。北九州市補助金等交付規則第9条には、「当該通知を発した日から15日以内に、申請の取下げをすることができる。」と規定している。

「北九州市補助金等交付規則」等を遵守し、適正な事務手続をされたい。

2 実績報告について

教育委員会企画課:「北九州市私立幼稚園子育て支援保育補助員活用補助金」

教育委員会指導企画課:「教育研究団体育成事業補助金」

実績報告について、雇用実績が年間150日であるにもかかわらず、1か月で150日勤務と報告しているものがあった。

また、実績報告書に添付されている歳出決算明細表を確認すると、全体の収支が一致せず財源不明のものがあった。

実績報告は、補助金等の交付の決定の際に付した条件等により補助事業等が 適正に行われたかどうかを審査し、最終的な補助金等の額の確定をする重要な 資料となるものであるので、その記載内容は判定に資するに足るものでなくて はならない。しかしながら、実態と乖離した実績報告や信憑性に欠く実績報告 に基づいて、補助金の額を確定したことになる。

実績報告書の内容審査を的確に行い、必要に応じて現地調査を行うべきである。

3 補助金額の確定について

企画文化局スポーツ振興課:「北九州市スポーツ振興基金事業補助金」

教育委員会指導企画課:「教育研究団体育成事業補助金」「文化・体育行事等補助金」

認められない費目を交付対象としているものや、要綱に定める交付基準額を 超えているものがあった。法令等を遵守すべきである。 また、実績報告に添付している事業の収支決算をみると収入超過となっているものがあった。本来補助金は、補助事業者が自主的に行うものに対し、市がその一部を補助するものである。収入超過部分については、市の補助金で精算すべきである。

4 支払方法について

(1)会計管理者への事前合議

八幡東区役所まちづくり推進課:「青少年団体育成補助金」

補助金は、概算払とすることができるが、概算払の場合は、支出負担行為の際、会計管理者の合議が必要であるにもかかわらず、合議がなく、不要理由の記載もなされていないものかあった。

「北九州市会計規則第46条「定例的なもの」の運用について」によると、 合議を不要とする決裁については支出負担行為伺に、該当理由と事前合議は 不要であるとの旨を記載のうえ、決裁を行うこととされている。

適正な手続に努められたい。

(2)口座名義

八幡西区役所まちづくり推進課:「青少年団体育成補助金」

教育委員会指導企画課:「教育研究団体育成事業補助金」「文化・体育行事等補助金」 「児童・生徒派遣費補助金」

支払先の口座名義が、補助事業者名と違うものがあった。

これでは、正当債権者以外の者への支払を行っていることになる。

補助事業者名と支払先の口座名義が相違する場合は、口座名義の変更を 求める、委任状を取る等の適正な手続を行うべきである。

(3)支出区分

企画文化局スポーツ振興課:「北九州市スポーツ振興基金事業補助金」

門司区役所まちづくり推進課:「青少年団体育成補助金」

支出負担行為で概算払としていながら、履行後に支払われているものや、 翌年度4月に支払っているものもあった。

補助金は、概算払とすることができるが、概算払の要件は、債務関係が発生しているが履行期が未到来であることと、債務金額が確定していないことの二つで、原則は一般支払である。

概算払の理由が明確でないのならば、一般支払とすべきである。

5 要綱について

(1)算出根拠規定

教育委員会企画課:「北九州市私立幼稚園子育て支援保育補助員活用補助金」

教育委員会指導企画課:「教育研究団体育成事業補助金」「補導対策事業補助金」

補助額の算出根拠について、要綱に明確な規定がないものや、要綱の規定が実態に合っていないものがある。

公平性・透明性の確保の観点から、算定根拠は明確かつ正確に示しておく 必要がある。

(2)規定に引用する法令等

教育委員会企画課:「北九州市私立幼稚園振興助成補助金」

「北九州市私立外国人学校補助金」

法律の改正に伴う要綱の改正がなされていないものや、廃止された国の通知がそのまま引用されているものがあった。

補助事業者は、要綱に基づき補助の申請手続きを行うが、補助金の交付目的、補助対象事業及び交付条件等が記載されている要綱に不備があれば、適正な補助金の交付ができなくなる。

法令等の改正は、日頃から注意し、必要な場合は、速やかな要綱の改正を 行われたい。

6 補助対象団体について

(1)補助対象団体

企画文化局スポーツ振興課:「北九州市スポーツ振興基金事業補助金」

子ども家庭局青少年課:「遊びの広場促進事業補助金」「青少年団体育成補助金」

教育委員会企画課:「北九州市私立幼稚園振興助成補助金」

「北九州市私立幼稚園研修代替教員活用補助金」

「北九州市私立幼稚園子育て支援保育補助員活用補助金」

教育委員会北九州市立高等学校:「部活動振興事業補助金」

私立学校振興助成法では、「学校法人」又は「私立幼稚園設置者」に対する補助を認めているにもかかわらず、私立学校に対する補助金が、部活動の監督や、その他の団体に交付されている。

また、社会教育法は、社会教育に関する事業に必要な物質の確保に対する 教育委員会の援助は、社会教育関係団体の求めに応じて行なうとしているが、 社会教育関係団体とは認められない団体に交付しているものがある。

さらに、社会教育関係団体へ、社会教育に関する事業以外の事業に対して、 補助をしているものがある。法令を遵守されたい。

(2)他の制度との関係で適正でない

企画文化局スポーツ振興課:「北九州市スポーツ振興基金事業補助金」

私立の高等学校、北九州市立中学校、北九州市立高等学校に対する部活動の大会派遣補助金は、それぞれに補助制度があるにもかかわらず、北九州市スポーツ振興基金事業補助金を交付している。

合理性の検討を行い、積極的な見直しを図るべきである。

(3)対象団体に対する周知

企画文化局スポーツ振興課:「北九州市スポーツ振興基金事業補助金」

団体に対する周知方法が不透明で、関連団体への周知が十分になされていないものがある。行政運営の公正の確保と透明性の向上を図るため、周知方法について検討すべきである。

7 制度の見直しについて

(1)北九州市スポーツ振興基金事業補助金

企画文化局スポーツ振興課:「北九州市スポーツ振興基金事業補助金」

社会教育関係団体の助成については、昭和34年12月9日の社会教育審議会答申で示されている、「補助対象とする団体の範囲」及び「補助事業の範囲」に該当するか否かの検討を行うべきである。

(2)遊びの広場促進事業補助金

子ども家庭局青少年課:「遊びの広場促進事業補助金」

事業の内容について、「青少年団体育成補助金」との違いが明確でない。

補助金は、要望・陳情を契機とすることが多く、交付先から歓迎される施策である一方で、市は事業の実施の責任を直接負うことはなく、安易にこの手法が利用されがちである。

「青少年団体育成補助金」との違いを整理し、制度の必要性について検討 すべきと考える。

(3)私立学校補助金

教育委員会企画課:「北九州市私立幼稚園振興助成補助金」

「北九州市私立学校振興助成補助金」

「北九州市私立外国人学校補助金」

「北九州市私立幼稚園研修代替教員活用補助金」

「北九州市私立幼稚園子育て支援保育補助員活用補助金」

私立学校助成については、制度のあり方を検討するためにも、当該団体の経営状況を把握すべきと考える。

(4)教育研究団体育成事業補助金

教育委員会指導企画課:「教育研究団体育成事業補助金」

補助金額を予算額の3分の1を超えない額と規定しているが、本来、実費 精算であるべきである。

実績報告の決算額により額の確定をする制度に改めるべきである。

8 補助事業者に対する指導について

(1)関係書類の整備・保存

企画文化局スポーツ振興課:「北九州市スポーツ振興基金事業補助金」

子ども家庭局青少年課:「遊びの広場促進事業補助金」

教育委員会教育センター:「研究大会等補助金」

補助金交付決定通知書や補助金確定通知書等の書類を保存していない補助 事業者が見受けられた。

要綱等に関係書類の整備・保存についての規定を設け、補助事業者に対する指導・監督を、適切に行うべきである。

(2)私立幼稚園に対する指導

教育委員会企画課:「北九州市私立幼稚園振興助成補助金」

「北九州市私立幼稚園研修代替教員活用補助金」

「北九州市私立幼稚園子育て支援保育補助員活用補助金」

私立学校振興助成法は、「学校法人以外の私立の幼稚園の設置者で・・・(略)・・・助成を受けるものは、当該助成に係る幼稚園の経営に関する会計を他の会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。」と規定している。

また、「特別の会計の経理に当たっては、当該会計に係る収入を他の会計に係る支出に充ててはならない。」と規定されている。これらのチェックは、毎年すべきであるがなされていない。

さらに、「学校法人以外の私立の幼稚園の設置者で・・・(略)・・・補助金の交付を受けるものは、当該交付を受けることとなった年度の翌年度の4月1日から起算して5年以内に、当該補助金に係る幼稚園が学校法人によって設置されるように措置しなければならない。」と規定している。しかしながら、設置主体が未だに学校法人となっていない幼稚園がある。法律を遵守するよう指導すべきである。

第7 むすび

平成18年12月に、時代の変化に対応すべく、約60年ぶりに教育基本法が改正された。その改正教育基本法には、「生涯学習の理念(第3条)」が新しく規定されたことをはじめ、「教育の目標(第2条)」、「家庭教育(第10条)」、「社会教育(第12条)」、「学校、家庭及び地域住民等の連携協力(第13条)」等、学校教育のみならず、生涯学習・社会教育関係の規定の充実が図られている。

また、平成19年1月には、中央教育審議会から、答申「次代を担う自立した青少年の育成に向けて~青少年の意欲を高め、心と体の相伴った成長を促す方策について ~」が提出され、重視すべき視点と具体的方策について提言がなされている。

さらに、平成20年2月には、「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について~知の循環型社会の構築を目指して~」が答申され、その中で、国民の生涯にわたる学習活動の振興を図る上で、成長段階に応じた施策の展開が必要であり、青少年に対する施策については、平成19年1月の答申を踏まえつつ、生涯学習振興行政を推進する必要があるとしている。

このような背景の中、今回の行政監査は、「子どもたちの確かな成長を支える教育を目指して」をサブタイトルとして、「学校教育の充実」及び「青少年の健全育成」 に係る市単独の補助金について監査を実施した。

監査の結果をみると、事務の執行についてはおおむね適正に行われているが、 「第6 監査の結果」で述べたように、

手続について法令等が遵守されていないもの

実績報告に問題があるもの

補助金額の確定に問題があるもの

支払方法に問題があるもの

要綱改正の必要があるもの

補助対象団体の選定に問題があるもの

制度の見直しが必要と思われるもの

補助事業者に対する指導が十分でないもの

が認められた。

補助金は、市民や民間の負担と公費負担が相まって、様々な団体による自主的な活動を実現させる社会的意義の高いものである。そのため、上記の問題点、課題等については、今後の定期監査においても指導していくこととしている。

ついては、今回の補助金の所管局である、教育委員会、子ども家庭局、企画文化 局及び各区役所においては、先に述べた、「補助金の見直し及び執行の適正化につい て(通知)」に定める見直しの視点により、積極的な見直しを行っていくとともに、 監査の結果を踏まえ、補助事業者に対する適切な指導を行われたい。